

議案第十三号

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例

杉並区立保健医療センター条例（平成十年杉並区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 歯科保健及び歯科医療等の支援の場としての機能

第四条中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「並びに」を「、」に改め、「急病診療」の下に「並びに歯科保健及び歯科医療等のための事業」を加える。

附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 杉並区立歯科保健医療センター条例（平成十三年杉並区条例第二十二号）は、廃止する。

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

保健医療センターの機能を拡充する等の必要がある。

杉並区立保健医療センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(機能)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の機能を有する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 歯科保健及び歯科医療等の支援の場としての機能</p> <p>(在宅医療等の支援)</p> <p>第四条 第二条第三号から第五号までの機能として、センターの一部を、在宅医療のための事業、休日等及び夜間の急病診療並びに歯科保健及び歯科医療等のための事業を効果的に実施することができることと認める公共的団体の使用に供する。</p>	<p>(機能)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の機能を有する。</p> <p>一 四 略</p> <p>(在宅医療等の支援)</p> <p>第四条 第二条第三号及び第四号の機能として、センターの一部を、在宅医療のための事業並びに休日等及び夜間の急病診療を効果的に実施することができることと認める公共的団体の使用に供する。</p>